

議案第39号

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(出資等に係る重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）とする。

(委員会の組織)

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、地方独立行政法人ごとに設置する。

2～5 略

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局において処理する。

(所掌事務)

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

2～5 略

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員会が定める。

(処分等の制限に係る重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、適正な見積
価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1
件2万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信
託の受益権とする。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格
（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担
保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が
7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万
平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信
託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。